

令和5年度住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（3万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（**1世帯あたり3万円**）は、住民税均等割非課税世帯や住民税均等割のみ課税世帯、令和5年1月以降に家計急変のあった世帯を支援する給付金です。
- ※ **住民税課税者の扶養となっている世帯についても給付対象**となります。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり **3万円**

給付金の支給時期

東かがわ市が確認書(または申請書)を確認し、個別に振込通知書を送付します。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

令和5年度住民税「**均等割が非課税**」
または「**均等割のみ課税者**」で
構成される世帯

令和5年1月以降の収入が減少し「**住民税非課税相当**」の収入となった世帯
(家計急変世帯)

返送が必要です

東かがわ市から支給対象となる
世帯主に確認書を送付しています。
※一部申請が必要な場合があります。

提出期限：令和6年1月31日（水）

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です



申請時点で住民登録のある市区町村に
申請してください。

申請期限：令和6年1月31日（水）

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税均等割が非課税 または均等割のみ課税者で構成される世帯

- 対象となる世帯には、東かがわ市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書を送付しています。
- 中身を確認して、東かがわ市に返送してください。
【確認事項】
 - ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
 - ②他市で同様の給付金の支給を受けていないこと
- 住民票を東かがわ市に移していない方（DV等避難者等）に対しては、確認書を送付していないため、支給要件に該当する方は、東かがわ市に相談してください。



II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、 世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、下記の連絡先までお問い合わせください。）

（例）住民税非課税となる年間給与収入の目安は、単身の場合：930,000円以下、母・子(1人)の場合1,378,000円以下です。

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 支給要件に該当する方は、東かがわ市に相談してください。
申請には、収入を証明する書類等の提出が必要です。

! 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

東かがわ市役所市民部福祉課臨時特別給付金担当



0879-26-1228 受付時間 8:30~17:15 (平日のみ)